平成29年2月27日 制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎県がん診療連携協議会緩和医療専門部会要項(以下「要項」という。)第 9条の規定に基づき、宮崎県がん診療連携協議会緩和医療専門部会小委員会(以下「小委員会」 という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 小委員会は、次に掲げる事項を審議又は調査し、宮崎県がん診療連携協議会緩和医療専門 部会(以下「専門部会」という。) へ報告するものとする。
 - (1)緩和ケア研修の企画に関すること。
 - (2) 緩和ケア研修会の実施に関すること。
 - (3) 医師、看護師及び薬剤師等を含めたチームによる緩和医療の提供体制に関すること。
 - (4) 地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制の整備に関すること。
 - (5) その他宮崎県における緩和医療の提供体制に関すること。

(組織)

- 第3条 小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 宮崎県内において緩和医療に携わっている者
- (2) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

- 第4条 小委員会に委員長を置き、宮崎県がん診療連携拠点病院の専門部会委員のうちから互選に より選出する。
- 2 委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

- 第7条 小委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第9条 小委員会の事務は、医学部附属病院がん診療部において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、小委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この細則は、平成29年2月27日から施行する。